

小さな循環による地域デザイン

平成26年度

南砺市エコビレッジ構想

推進モデル事業

募集要項



南砺市エコビレッジ推進課

1 「エコビレッジ構想推進モデル事業」とは

市では、自然と共生しながら地域の資源を活用することで自立度を高め、安心して暮らせる持続可能な自立循環型社会を目指すエコビレッジ構想を推進しています。その中で、地域自らが地域資源を活かした取り組みを実践していくことが重要としており、その先進事例の育成を目的として「エコビレッジ構想推進モデル事業」を実施し、その事業化段階で必要となる初期投資に係る費用への支援を行います。

2 応募資格

- (1) 市内の自治振興会、町内会、自治会及び集落
- (2) 市内に事務所及び活動場所を有する民間事業者、NPO、市民活動団体等であつて、(1)の団体と連携又は連携予定の団体（ただし、次の①～③を満たすこと。）
 - ① 5人以上の会員で組織していること。
 - ② 組織の運営に関する規約又はそれに類するものがあること。
 - ③ 予算及び決算を適正に行っていること。

※上記の要件を満たしていれば、新規に立ち上げられた団体も対象となります。

3 募集期間

平成26年5月15日（木）～6月12日（木）まで

4 支援内容

単年度の支援のみとします。補助対象事業費への補助率は80%以内とし、補助金額の上限を300万円とします。

5 事業分野

次のアからキのテーマに沿った事業内容であること。

- ア 再生可能エネルギーの利活用による地域内エネルギー自給事業
- イ 農林水産業の再生及び商工業との連携事業
- ウ 健康医療・介護福祉の充実及び連携事業
- エ 未来を創る教育・次世代の育成事業
- オ 森又は里山の活用及び懐かしい暮らし方の再評価による集落の活性化事業
- カ 環境保全、美化活動等の地球にやさしいまちづくり事業
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が認める事業

6 採択条件

次のアからオまでのいずれにも該当する事業であることが採択条件になります。

- ア 環境に配慮した持続可能な事業であること。
- イ 地域資源を有効活用し、地域の自立度を高める事業であること。
- ウ 熱意及び創意工夫があり、申請団体自らが実践する事業であること。
- エ 地域の連携が深まり、地域力の向上が期待できる事業であること
- オ 労務及び財務等において、持続可能な事業展開を見込んでいること。

7 対象となる経費

補助対象経費	内容
報償費	講師の指導謝金等
会議費	会議に伴うお茶代等（酒食は、除く。）
消耗品費	事業に使用する消耗品費
原材料費	材料の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷製本費
通信運搬費	郵便代等
工事請負費	工事請負に係る経費
備品購入費	備品購入に係る経費
使用料及び賃借料	会場、資機材等の借上料等の経費
保険料	行事等に係る保険料
旅費	講師等の交通費、宿泊費等
その他	市長が特に必要と認める経費

8 応募書類の提出

平成26年5月15日（木）から6月12日（木）の期間内に、次の書類を添えてエコビレッジ推進課に直接持参していただきます。（午前8時30分から午後5時15分まで。）

- (1) エコビレッジ構想推進モデル事業採択申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要書
- (3) 実施計画書
- (4) 補助事業収支予算書
- (5) 事業収益見込書
- (6) 規則、定款、規約、会則その他これに準ずるものの写し（新規設立団体は不要）
- (7) 会員、構成員等の名簿の写し
- (8) 前年度の活動報告書及び収支決算書の写し（新規設立団体は不要）
- (9) 事業のイメージ図又はフロー図

※その他内容を分かり易く説明する資料や見積書等があれば添付してください。

※一部の様式はホームページからダウンロードできます。

9 審査方法

公開で行う選考委員会において、申請内容のプレゼンテーションをしていただきます。

申請書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、総合的に審査します。
(実施日は、申請団体に追ってご連絡いたします。)

10 選考結果通知

選考結果は応募いただいた団体全てに文書で通知します。

11 事業の実施

事業実施に当たっての留意事項

- ・事業採択決定後、補助金の交付申請を行っていただきます。
- ・新規設立団体においては、補助金交付申請書提出時に、規約、定款、規則、会則その他これに準ずるものの写しを提出ください。
- ・適正な予算執行に努めてください。(領収書等の保存)
- ・活動の記録を残してください。(写真、会議資料等の保存)
- ・事業実施状況について、ヒアリングをさせていただくことがあります。
- ・補助金の交付決定の内容に違反したとき、事業の実施方法が不相当であるとき及び偽りその他不正な手段により補助金を受けたと認められるときには、交付決定を取り消すことがあります。なお、事業が完了後においても交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業完了後3年間、収支決算書を提出していただきます。
- ・事業完了後3年以上継続しない場合は、補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業実施に係る経理書類は、事業の完了年度以降、5年間保存して下さい。

12 実績報告書の提出

事業終了後、実績報告書の提出をしていただきます。(年度の途中で事業が終了する場合は、事業終了日を含めて30日以内、年度末まで事業を行う場合においても、3月31日に提出してください。)

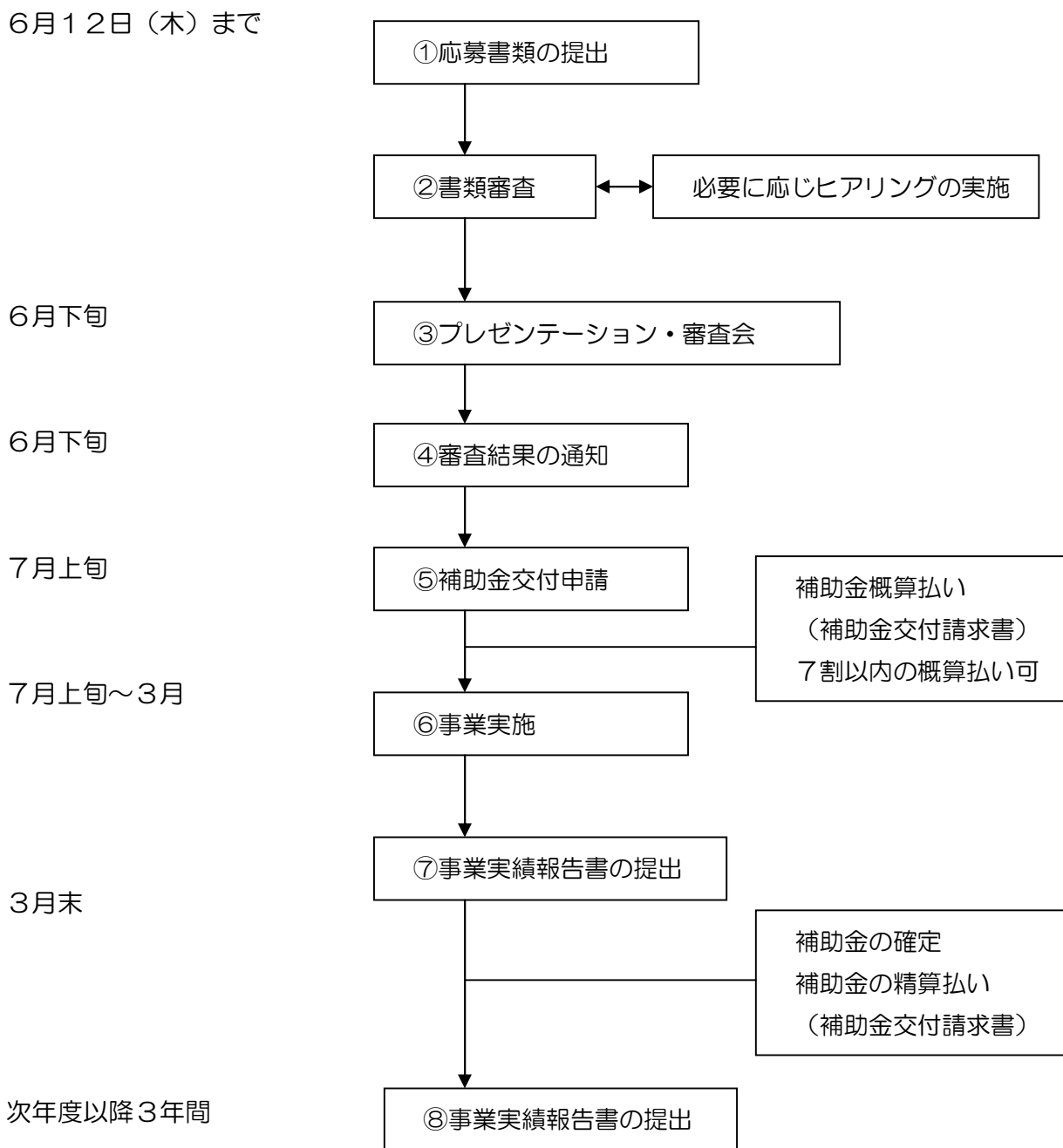
実績報告書の内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、事業実施団体に通知します。

13 補助金の交付

補助金は、補助金交付申請後、補助金額の7割を上限に概算払いを請求することができます。補助金の残額については、補助金額の確定後、請求により支払います。

14 応募から事業完了までの流れ

(事業の実施期間が3月末までの場合)



17 問い合わせ先

南砺市役所 市長政策室 エコビレッジ推進課/久保、藤井
〒939-1596 南砺市苗島4880 (福野庁舎)
電話 0763-23-2050 FAX 0763-22-1169